

平成 26 年度 第 1 回
魚津市子ども・子育て会議会議録

平成 26 年 7 月 31 日 (木)

平成26年度 第1回 魚津市子ども・子育て会議

1 日時 平成26年7月31日(木) 14時30分から16時30分まで

2 場所 魚津市役所 第一会議室(2階)

3 出席者 【魚津市子ども・子育て会議委員(16名)】

宗 孝文	(仁愛大学・富山大学 名誉教授)
溝口 祥子	(魚津市民生委員児童委員協議会 主任児童委員)
岸本 美佐起	(魚津市保育研究会 会長)
坂本 真紹	(魚津市民間保育連盟 会長)
川岸 照子	(魚津市幼稚園教育研究会 代表(大町幼稚園))
西田 雅美	(明星幼稚園(民間幼稚園) 主任(幼稚園教諭))
宝田 哲	(魚津市小学校長会 代表(上中島小校長))
松本 修治	(魚津市中学校長会 会長)
岡田 亨子	(魚津女性の会 副会長)
竹 邦子	(新川厚生センター魚津支所 支所長)
高瀬 忠次	(魚津市公民館連合会 代表(経田公民館長))
吉浦 由雄	(魚津市自治会連絡協議会 副会長)
長沼 潔	(魚津商工会議所 事務局長)
西尾 秀樹	(連合富山魚津地域協議会 幹事)
辻 千春	(公募)
浦本 真未	(公募)

欠席者 【魚津市子ども・子育て会議委員(3名)】

本元 義明	(魚津市社会福祉協議会 会長)
大城 克明	(魚津市PTA連合会 会長)
大野 美智子	(魚津市母子保健推進員連絡協議会 副会長)

事務局

山本 芙紀子	(民生部長)
川岸 勇一	(教育委員会教育次長)
高木 繁徳	(こども課長)
村崎 ひとみ	(健康センター所長)
八倉巻 清彦	(学校教育課長)
初道 ゆかり	(健康センター母子保健係長)
矢野 道宝	(学校教育課 学校教育係長)
舘 知子	(こども課 子育て支援係長)
村崎 博	(こども課 保育係長)

協力

土屋 志衣乃	(株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所)
--------	--------------------------

4 審議内容

(1) 開会

(事務局)

只今より平成 26 年度第 1 回魚津市子ども・子育て会議を開催する。開催に先だって魚津市民生部長よりご挨拶申し上げる。

(2) あいさつ

(山本民生部長)

新しい委員がいるため、これまでの経過を説明する。国において次世代育成支援対策推進法の 10 年間の時限立法が終わりに近づいている。10 年前から少子化対策は始まっていたが、日本創世会議から市町村の何分の 1 が消滅の恐れがあるというショッキングな推計が出るような深刻な事態になっている。国においては、平成 27 年度から子ども・子育ての新制度が始まる。主に保育園や幼稚園の実態はそんなに変わるわけではないが、制度上は大きく変わり、全くの白紙から新しいものになるという感覚でできていたが、紆余曲折があつて、結局は今までの制度を残しつつ新しいものをつくって、ともかく待機児童を何とか解消したいというのが一番切実なところと思っている。魚津市や富山県、北陸では減多なことでは待機児童というのはないが、制度が変わる中で、子ども・子育て支援計画をつくるということになった。国は走りながら考えている。従って、走りながら考えている国に市町村も一生懸命付いてきているという状況である。事前に資料をお送りしたが、中身を見ていったいこれは何だと思われたかもしれないが、資料は資料として、保育や児童教育の必要な量の見込みを国で決まっているアンケートに基づいた推計はともかくとして、魚津市の就学前の子どもたちの保育や教育がどんなものかと、今後どういう風が変わっていけばよいかあるいはどうしたらよいか、市民の立場からの率直なご意見をいただく場としたい。この資料については、あまり深く突っ込んだ議論は必要ないと思っている。

(委員長)

少子高齢化が実質的に大きな問題となってきた。子どもたちのあり方・生き方というものも大きく変わりつつあり、家庭の状況もこれまでとは随分様変わりをしてきた。その中で、すべての子どもたちが笑顔で成長できるような環境を整えてあげたい、あるいはすべての家庭が安心して子育てできる、そしてまた育てる喜びを感じることができるような親達であることができるようにということで、行政的にも支援をしなければならぬ。本市においても国の政策に従いながら、非常に熱心にこの問題に取り組んできた。今年度も同じようにお手伝いしたい。

次第に従って、報告事項①と②を纏めて事務局から説明をお願いする。

(3) 報告事項

(事務局)

魚津市次世代育成支援行動計画（後期）進捗状況（平成 25 年度）については、資料①②に纏めてある。なお、本日は資料②以降の新制度の概要の説明と協議事項を中心

に進めていく。資料①の次世代育成支援行動計画（後期）進捗状況に関しては、去年と同じような内容なのでご一読いただいて、後日、お気づきの点等があったらこども課までご意見いただきたい。

（事務局 こども課保育係長村崎）

⇒事務局より、報告事項②子ども・子育て支援新制度の制度概要について、資料②に基づき説明

（委員長）

大変複雑な管理で、子ども達が育つ環境は幼稚園や保育園があったが、それぞれに制度や考え方が違っていた。その条件をできるだけ一緒にしなければ、小学校に入るときには同じスタートラインで入るのだから、子ども達がバラバラになって小学校に入るのはよろしくない。できるだけスタートラインを一緒にできるようにするためには、家庭と保育園や幼稚園などの福祉の考え方を合わせておかななくてはならないということで、ドッキングさせようとしたがなかなかできなかった。それがようやくこういう形でドッキングができた。しかし例えると、病気治療に漢方も入ってくる。洋式のものとは厳然としてあって、その中で漢方をどういう風に取り入れるかということで、その違いがあると言いながら、治療を受ける子どもは一緒なのだが、取り扱いは違うということで、非常に複雑に細かに治療に当たるようになってきた。それを最近では、総合医療というトータルに病気を診るという考え方が出てきたが、それと非常に似たところがあるのではないか。今説明される方も非常に複雑で少し大変だと思いつつながら、なかなか難しい説明になったのではないか。しかし実態としては、そんなに大きく変わっているということではないし、追々私もわかってきたように思うので、それくらいのところから出発してもよいと思う。今の説明に対して、ご質問やご意見があれば。報告事項を説明いただいたということですのでよろしいか。

（４） 協議事項

（委員長）

続いて、協議事項に入る。①から⑤までであるが、まず①から③まで一括して事務局より説明をお願いして、そして皆様方からご質問ご意見をいただきたい。それでは、事務局の説明をお願いします。

①区域の設定

⇒事務局より、協議事項①区域の設定について、資料③に基づき説明

②教育・保育事業（幼稚園・保育園）の見込み量

⇒事務局より、協議事項②教育・保育事業（幼稚園・保育園）の見込み量について、資料④に基づき説明

③放課後児童クラブの見込み量

⇒事務局より、協議事項③放課後児童クラブの見込み量について、資料⑤に基づき説明

(委員長)

3つの事項について、資料③④⑤を見ながら説明いただいた。教育・保育提供区域の設定、教育・保育事業の見込み量の変化、放課後児童クラブの見込み量まで、推定量を含めて計算をしていただいて、現実にかつ然りそうだとする減少傾向の歯止めがかかないのをどう受け止めていくか。ご意見ご質問ございましたらお願いしたい。推定のところはありますが、恐らくこうなるだろうということと、確かに押さえながら推定していただいているので、こうなるだろうと。

(A委員)

あくまでも今日はこういう予定だというだけの話で、これをどうこうという話ではないか。

(委員長)

説明をまずしていただいて、皆さんに同じように認識いただくということが大事であるということと、そのような意識で結構である。

(A委員)

説明聞いて少し心配したのは、放課後児童クラブの考え方で、各校区の地域の子どもたちとの交流のあり方、放課後子ども教室との連携などの検討がなされていない。例えば、道下の公民館を使うとすると、子どもたちが地域の活動と全く切り離された考え方になると思う。そういうのは後ほどまた検討するというところで、今日はあくまでデータとしてここに出ているだけということか。

(事務局)

今いただいたご意見は大変貴重なので、そういうところのご意見もいただきたい。実は、そこは庁内でも今議論しているところで、この計画は統合された小学校の近くにあった方が、特に低学年の1・2年生を、毎日学校が終わって5時や6時まで預かってもらうためには、学校から歩いて行けるなるべく近いところがよいと思って作っている。しかし、小学校がなくなって、地域の子どもだけ別のところへ行ってしまうと、地域とつながりがなくなってしまふから、地域の子どもは学校が終わったら地域へ帰すべきだ。だから放課後児童は今までもおり、旧の小学校跡地なり公民館でやるべきだという意見もあって、今庁内でも議論しているところである。非常にポイントなので、もしどなたか他にご意見があったら是非いただきたい。

(A委員)

一つ心配だったのは、学校の近くだと、子どもたちが何時にどのような形で各地域に戻るのかという大きな問題がある。全く地域活動はできないかもしれない。

(事務局)

山手でスクールバスで来て、帰りもまとまって行くところはいいが、例えば、上野方だと下の子は歩いてきて、上の子はひょっとしてバスかもしれない。そうすると、旧の上野方小学校でもし今までどおり学童をやるとなると、歩いて戻る子とバスで戻る子がでたり、帰りだけ皆バスで行くのか、これから12地区毎に考えていかななくてはならない。資料に書かれていることは一つの考え方である。

(B委員)

学校側の立場からすると、学校が終わってから、どういう風に子どもが動くのかという非常に大きな問題である。学校での教育活動にも十分時間を確保したら、そのまま放課後児童クラブの活動はできずに、何時にバスが出るから子どもたちを何時までに乗せなくてはならなくてはならないといったことも生じてくる。少し話がずれるが、一方学校では、学童保育に移動するときに交通事故も発生している。それから、誘拐事件のようなこともあって、学校側としては十分な指導はするが、なかなか追いつかないところもある。それに加えて、人数的にそれ程大きくないところはよいが、人数が膨れ上がってくると、指導する側の体制に非常に問題があがってきて、学校の中でいろいろなトラブルというか人間関係の問題があるのが、それがそのまま学童保育のところでも発生しているということをよく聞くので、人数が膨れ上がってくれば膨れ上がってくる程、みてくださる職員のソフトの面の充実について、これは予算にも関わってくるが、その辺をかなり神経を使って考えていかねばならないと思う。

(C委員)

確認したいことは、教育・保育の量の見込みという数字ですが、いただいた資料の中のどの表の数字を、4から6ページのどこで使われるのか、ご説明いただきたい。

(事務局)

資料③の4から6ページは計画の掲載のイメージになっている。このイメージの中に、協議事項2番目3番目でご協議いただいたものを掲載していくことになる。例えば、教育事業の見込み量については、資料④の6ページの、平成27年度以降では一番上の行の数値をニーズ量の見込みとして使いたい。過去の内容は、その下の利用定員を資料③の確保や定員数などを載せていきたい。もう一例を挙げると、次のページの保育事業の量の見込みは、7ページの一番上の数値が若干多く出過ぎており、次のページに補正後の数値を変更後の数値として変更している。8ページの一番上、ニーズ量の補正後の数値を量の見込み量として、掲載させていただければと考えている。

(委員長)

まだまだご質問あるかもしれないが、時間の都合があるので、どうしてもというものが残りましたら、直接事務局へお確かめください。
では続いて、次の④基準条例(案)に入りたい。事務局の説明をお願いします。

④基準条例（案）

⇒事務局より、協議事項④基準条例（案）について、資料⑥～⑨に基づき説明

（委員長）

条例基準が次々に国から出てくるので、それに合わせてこちらも考えなくてはならないことがたくさん出てきてくる。従って、この会もそれぞれに本議会に上程されるその前段階やその後にもたまたま協議しなければならないことになると思うが、今のご説明についてのご質問ご意見いかがか。もしなければ、⑤今後のスケジュールと5.魚津市次世代育成支援行動計画からの引継ぎ施策（案）と次回検討事項を事務局より説明をお願いします。

⑤今後のスケジュール（予定）

⇒事務局より、協議事項⑤今後のスケジュール（予定）について、資料⑩に基づき説明

（5） その他

⇒事務局より、魚津市次世代育成支援行動計画からの引継ぎ施策（案）及び次回検討事項について、資料⑪に基づき説明

（委員長）

ご質問はいかがか。それぞれのところに情勢的にも幾重にも重なっているところがあるので、少しややこしいかもしれないが、よろしいか。また、ゆっくり見ていただいて、とりあえず次回が9月1日ということも含めて、よろしいでしょうか。

（A委員）

認定こども園について、もう一度説明してほしい。

（事務局）

認定こども園というのは、類型的には4つあるが、簡単に言えば、幼稚園と保育所が合わさった施設だとしてご理解いただければよい。保育所というのは、基本的にはいわれているのは「保育に欠ける」、新制度では「保育の必要性がある」子どもを受け入れる施設で、例えば、父母が共働きであるとか、それに類する状況である子ども達を受け入れる施設が保育所である。これは0から5歳まで受け入れます。幼稚園は、3歳以上5歳未満を対象に教育を受けさせる施設で、保護者が教育を望めば、その施設に入ることができる施設。これは保護者の就労等には関係ない。認定こども園とは、その2つが合わさった施設だとしてご理解いただければと思っている。つまり、0から1・2歳までは保育園部分として保育を行い、3歳以上については、朝9時から14時ぐらまでは教育時間ということで、幼稚園部分として教育を行い、それ以外の時間は保育所のように預かるというような流れになる。

（A委員）

それを市西部に一つ設けたいということですか。

(事務局)

これはあくまでこども課の案であるため、まだわからない部分があるが、国も認定こども園化を推進している。どのようなメリットあるかという、保護者の就労によらないで同一の施設に子どもたちが入ることができる。今までだったら、保育所に入っていた保護者の母が会社を辞められて無職になったときに、その保育園では預かれない可能性もある。保育に欠けなくなったわけであるため、保育所へ行く要件がなくなる。ところが、認定こども園だったらそういった子どもたちも幼稚園側として預かることができるという、保護者としてのメリットがある。それで、今回この計画をつくるにあたって、私立幼稚園の中に認定こども園化をどうするかという意向調査を実施している。その意向調査の中では、認定こども園化を将来的にしたいというような意向もあったが、現在、国の方も走りながら考えているというところがあって、制度的に少し未確定、不透明な部分もあるので、来年度の新制度が始まって早々直ぐに移行するという施設はアンケート調査の中ではなかった。平成28年度以降、新制度が始まってしばらく経ってから検討するというような施設が何か所かあった。ただ、今回の支援事業計画の中でニーズ量に合わせた供給体制の確保では、施設規模的なものが動かないので、あまり認定こども園になっても供給体制の確保の部分ではあまり影響はないので、認定こども園化の動きをどうするかというのは、今現在の時点ではうたっていない。ただ、将来的に一部統合していく中で、統合園の位置づけも踏まえて、新しい施設を作るとなると認定こども園とした方がよいのではないかと、こども課の考え方として西部認定こども園という一つの案を提示した。

(委員長)

子どもはそれぞれ一人ずつ、一人ひとりの存在がある訳だが、制度的に多様であるために、バラバラに保育・教育がされているようなところもあって、その狭間の中でいろいろな事件も起きている。それだけに子どもたちすべてが笑顔で毎日過ごせる、そしてまた各家庭が安心して子どもを育てるようなことができるということが、今これからの大きな問題だと思うので、これからのここでの協議も大変大事なことになる。今日は、その多様なところでの多様な説明があって、またゆっくりそれぞれ検討していただいて、もしご質問やご意見等あれば、直接事務局へお尋ねなり、あるいは問い合わせをいただければと思う。今日は大部分説明ということであったが、中に貴重なご意見もいただき、ありがとうございました。それでは、これで今日の協議は終了する。

5 閉会

(事務局)

委員長、ありがとうございました。委員の皆様にも貴重なご意見を賜りましたことに御礼申し上げます。本日はお疲れ様でした。

以上

